

審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：第72条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 法第46条（方面公安委員会への権限の委任） 令第31条（方面公安委員会への権限の委任）
審 査 基 準： 法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 14日
申 請 先： 申請書は、あなたの営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口提出してください。
問 合 せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課風俗係（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：